

山梨県管理捕獲実施要領

山梨県環境・エネルギー一部自然共生推進課

平成30年3月15日 制定

令和3年4月1日 改定

令和4年4月1日 改定

1 山梨県第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整のための捕獲（以下「管理捕獲」という）については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という）、同施行規則（以下「規則」という）、第13次鳥獣保護管理事業計画、山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例及び同施行細則のほか、当要領により適切に実施するものとする。

2 管理捕獲についての考え方

人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な第二種特定鳥獣管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲で行われるものとする。

3 対象鳥獣

(1) ニホンジカ（令和4年3月第二種特定鳥獣管理計画策定）

(2) イノシシ（令和4年3月第二種特定鳥獣管理計画策定）

(3) ニホンザル（令和4年3月第二種特定鳥獣管理計画策定）

※ニホンジカに関しては、メスを出来る限り捕獲するものとする。

※イノシシは、里山の耕作地周辺に生息する個体を対象とし、奥山のイノシシの管理捕獲は行わないこと。

4 捕獲の許可等

(1) 概要

法第9条第2項に規定する「特定鳥獣の数の調整の目的」で捕獲を実施するものであり、都道府県知事が許可する。

許可に当たっては、山梨県環境・エネルギー一部自然共生推進課において、第二種特定鳥獣管理計画及び同計画の年間実施計画等に則り、捕獲目標頭数を調整する。

なお、捕獲許可期間は、12か月を越えない期間とする。

捕獲許可申請

市町村等 → 山梨県環境・エネルギー一部自然共生推進課
← (林務環境事務所には許可状況の通知)
許可

(2) 許可証及び従事者証の交付

- ・ 県自然共生推進課は、申請に対し捕獲許可証及び従事者証を交付する。
- ・ 県自然共生推進課は、許可した内容を、林務環境事務所、所轄警察署、鳥獣保護巡視員及びその他関係機関に通知する。

(3) 許可証の「区域」欄

特に理由がなければ、許可証の「区域」欄には、「公道（私道、登山道を含む）を除く。」を記載すること。

(4) 許可証の「条件」欄

- ① 許可証の「条件」欄には、「周辺環境に十分配慮すること。」を記載すること。
- ② 捕獲方法がわな猟による場合には、①に加え、「捕獲具には標識を装着すること。」を記載すること。
- ③ ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に、輪の直径が12センチメートルを超え20センチメートル以下のくくりわなを用いてニホンジカまたはイノシシを捕獲する場合には、①及び②に加え、「くくりわなの輪の直径は12センチメートル以下（ただし、県が定める期間に限り20センチメートル以下）とすること。」を記載すること。

5 管理捕獲の区域

鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等においても管理捕獲は可能であるが、実施に当たっては慎重を期すこととし、違法な捕獲と誤認されることのないよう、関係機関、地域住民等への周知徹底、危険防止のため万全の配慮を図ること。特に特定猟具使用禁止区域は、銃猟による危険を未然に防止する必要から指定された区域であることから、銃器を使った捕獲では区域からはなるべく除くこと。実施する場合は、安全管理に万全を期するとともに、当該地域住民に周知を図ること。また、特に定めのない限り区域内においても、危険防止のため公道（私道、登山道を含む）における捕獲は行わないこと。

6 捕獲の方法

- (1) 従来の実績を考慮して最も効果のある方法でかつ安全性の確保が可能なものとし、原則として法第36条で禁止されている捕獲方法は除くものとする。

注) 法第36条の禁止猟具：爆発物、毒薬、劇薬、据銃、危険なわな

毒薬、劇薬（下剤や麻酔薬など鳥獣の体に影響を与えるもの全てを含む。）、爆発物及び危険なわな等を使用する場合には、環境大臣の許可が必要となる。

- (2) 空気銃を使用した捕獲は半矢の危険性があるため、中・小型鳥類に限る。

（第二種特定鳥獣であるニホンジカ、イノシシ及びニホンザルの捕獲には用いない。）

ただし、対象鳥獣を取り逃がす危険性の少ない状況（止めさしする場合）において使用する場合にはこの限りではない。

- (3) イノシシ、ニホンザルについては、はこわなを積極的に活用すること。
- (4) 水辺地のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された指定猟法禁止区域にあつては、鉛散弾は使用しないこと。
また、捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複している地域については、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出を徹底すること。
- (5) 共同捕獲を原則とし、単独捕獲はできる限り実施しないこと。（ニホンジカ、イノシシの銃猟）
- (6) 隣接する市町村と連携し、捕獲を実施すること。
- (7) ニホンジカ及びイノシシを捕獲するために使用するくくりわなは、輪の直径が、12センチメートル以下であること、締付け防止金具が装着されていること、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であること及びよりもどしが装着されていること。
ただし、ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り、輪の直径を20センチメートル以下に緩和する（規制緩和の開始時期については、山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理会議の意見等を踏まえ、狩猟期前に定めることとする。）。
なお、くくりわなにおける輪の直径の長さについては、最大長となる内径に直角に交わる内径の長さとする。
- (8) くくりわなの設置の際には、ツキノワグマの錯誤捕獲の可能性があるため、放獣体制を整えるとともに、事故のないよう十分に注意すること。
- (9) 対象鳥獣以外の鳥獣を錯誤捕獲しないように、わなの架設に当たって十分に注意を払うこと。また、錯誤捕獲した場合は、原則として特定外来生物を除き放鳥獣すること。
- (10) 錯誤捕獲を予防するため、捕獲目的の動物に合ったわな・檻の設置等の徹底を図ること。また、同一地点でツキノワグマ及びニホンカモシカの錯誤捕獲が複数回発生した場合には、周辺でのわな設置を中止すること。

7 捕獲の実施

- (1) 実施時期 4月～翌年3月までとする。
- (2) 実施箇所 第二種特定鳥獣により農林業被害が発生している（発生しそうな）地域及び個体数が多すぎる地域
- (3) 捕獲の実施に当たっての注意点
- ・従事者に、捕獲に伴う危害の防止に十分留意し実施させる。
 - ・「捕獲等事業指示書」及び「従事者台帳」を整備し、指揮監督の適正を期すものとする。
 - ・従事者には、鳥獣捕獲許可証（従事者証）、捕獲等事業指示書の携帯を徹底する。
 - ・網、わなを使用する場合は、それぞれの猟具ごとに「許可者、許可番号、許可

期限、許可の有効期間、捕獲しようとする鳥獣、架設者の住所、氏名、電話番号」を記載した標識を付けること。なお、標識は人から見えるように棒の先に付けて立てるなどの措置を取ること。

注) 標識は金属製又はプラスチック製で、記載された文字の大きさが縦横1センチメートル以上であること。

- ・広報紙、市町村内放送等を通じて当該地域住民に周知を図り、事故・危害の防止に努めること。
- ・職員又は鳥獣保護巡視員のいずれかが可能な限り立ち会いのもとで実施すること。
- ・特定猟具使用禁止区域（銃）で銃器を使用する場合には、危険防止に特段の配慮をした上で実施すること。

(4) 豚熱（CSF）感染対策

捕獲によらず死亡しているイノシシなど、豚熱（CSF）感染が疑われる野生イノシシを発見した場合は、イノシシに触れずに管内の林務環境事務所又は家畜保健衛生所などに通報を行う。また、イノシシを捕獲した際は必要な防疫措置を行う。

8 申請書類

(1) 申請者

県知事、市町村長、恩賜県有財産保護組合の長、認定鳥獣捕獲等事業者

(2) 従事者

・従事者は、以下の条件を全て満たす者であること。

- ① 捕獲に従事する当該猟法に必要な種類の狩猟免許を所持する者。
- ② 当該捕獲期間中において当該猟法に該当する有効な狩猟者登録を受けている者のうち、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行うことができる者。
又は規則第67条に基づく被共済者、被保険者であり、当該捕獲期間中に狩猟者登録を受ける予定の者のうち、「わな捕獲強化促進事業」の研修を行う者。
- ③ 認定鳥獣捕獲等事業者又は捕獲従事者は、業務として対価を得て行う捕獲が補償対象となっている損害保険に加入していること。また、銃猟による捕獲に従事する場合は、山梨県猟友会が取り扱うハンター補償制度又はそれと同等以上の保険に継続して加入していること。
- ④ 過去3年間に鳥獣保護管理法及び銃砲刀剣類所持取締法等の法令に違反したことの無い者。
- ⑤ 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許を持つ者は「銃砲所持許可証」の「用途」欄に「有害鳥獣駆除」の記載がある者。

(3) ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に、輪の直径が12センチメートルを超え20センチメートル以下のくくりわなを用いてニホンジカ又はイノシシを捕獲しようとする場合の申請書記載方法等

- ・「捕獲等又は採取等の方法」欄に、「くくりわな（県が定める期間に限り輪の直

径20センチメートル以下)」と記載すること。

9 報告、返納

- (1) 許可期間満了後又は管理捕獲終了後、被許可者から報告書（別紙「鳥獣捕獲実績報告書」）、許可証及び従事者証の返納を受けること（罰則規定（30万円以下の罰金）があるので、周知すること。）。
- (2) 管理捕獲による捕獲頭数については、四半期ごとに集計し、管轄する林務環境事務所を通じて翌月の7日までに自然共生推進課まで報告すること。
- (3) 捕獲個体について別添調査票に必要事項を記入し、尾による現物確認が完了後に調査票を自然共生推進課へ提出すること。
- (4) 捕獲したイノシシについては、別添調査票に幼獣か成獣か判別可能な写真を添付すること。（体表面が判別できる様な写真）
- (5) ニホンジカ、イノシシについては、別添管理捕獲出動カレンダーに記入の上、提出すること。
- (6) ツキノワグマ、ニホンカモシカの錯誤捕獲が発生した場合は、従事者は事業実施主体に報告すること。また、市町村等が実施主体として従事者から報告を受けた場合は、市町村等が自然共生推進課に報告すること。また、ツキノワグマ、ニホンカモシカを捕獲した場合は、捕獲調書を提出すること。

10 捕獲個体又は採取物等の処理

- (1) 捕獲個体等は、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で処理すること。
- (2) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。